

公立大学法人大阪市立大学
平成22年度 年度計画

平成22年3月

平成22年度 公立大学法人大阪市立大学 年度計画

平成22年度 年度計画の概要(基本的考え方)	P1	3-2 国際貢献	
I 教育研究等の質の向上を達成するための措置	P3	(1)国際交流の活性化 (研究交流) (学生交流) (情報発信)	P13
1 教育に関する措置		(2)国際交流の実施体制	
(1)教育の内容		4 附属病院に関する措置	
①学生の受入れ (入学者選抜制度) (広報活動)		(1)附属病院の診療・運営	
②教育課程の編成 (学部教育) (外国語教育) (大学院教育) (社会人教育) (高度専門職業人教育)	P4	(2)臨床教育、臨床研究 (臨床教育) (臨床研究)	P14
③授業形態・学習指導法等 (シラバスの充実) (学部教育) (大学院教育) (高度専門職業人教育)		II 業務運営の改善及び効率化に関する措置	P15
④適切な成績評価等の実施 (学部教育) (大学院教育)	P5	1 運営体制の改善	
⑤ファカルティ・ディベロップメント(大学教員の能力や資質の開発。以下「FD」という。) (全学での取組) (部局での取組) (授業の改善)		(1)柔軟な組織編成 (組織編成の基本方針) (全学共通教育) (大学院教育)	
⑥教育の成果・効果の検証 (追跡調査) (外部評価の活用)		2 多様な人事制度 (多様な人事制度) (長期研修制度等)	
(2)教育の実施体制等 (大学教育研究センター) (ITの活用) (教育の支援) (教育の実施体制にかかる特記事項)	P6	3 戦略的な予算配分 (全学共通経費)	
(3)学生への支援 (学生支援体制の整備) (学習相談・助言) (キャンパスライフの充実) (キャリア形成支援)	P7	4 業務執行の改善 (1)サービス機能の強化 (2)柔軟な業務執行	
2 研究に関する措置	P8	III 財務内容の改善に関する措置	P16
(1)研究の実施体制 (研究体制の整備) (都市研究プラザ) (大阪市の研究機関と連携)		1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する措置 (学生納付金等) (科学研究費補助金等) (共同研究、受託研究、寄附金等) (知的財産)	
(2)研究の活性化		2 経費の抑制に関する措置 (管理的経費の抑制)	
①研究の支援、研究基盤の整備 (研究の支援) (研究基盤の整備)	P9	3 資産の運用管理の改善に関する措置 (資産の効率的・効果的運用)	
②研究の水準・成果の検証 (多面的な検証) (外部委員による評価)		IV 自己点検・評価及び当該情報の公開等に関する事項	P17
③研究成果の公表 (情報の発信) (国際的な情報発信)		1 評価制度の確立	
④研究体制にかかる特記事項 (理学部附属植物園) (すぐれた教育研究拠点の形成)		(1)教員の業績評価制度の確立 (2)自己点検・自己評価 (評価組織) (評価項目) (実施方法)	
3 社会貢献に関する措置	P10	2 評価結果の公表及び大学活動の改善	
3-1 地域貢献		V その他業務運営に関する重要事項	P18
(1)地域貢献の推進体制		1 人権の尊重、法令遵守等に関する措置 (人権の尊重) (コンプライアンスの確立) (個人情報保護)	
(2)地域貢献の活性化		2 情報公開等の推進に関する措置 (大学の活動情報の公開) (長期計画の策定と公開) (広報体制の整備)	
①人材の育成		3 施設設備の管理・整備・活用等に関する措置 (施設等の整備) (情報基盤の整備・活用) (施設等の有効活用及び維持管理)	
②高校等との連携		4 安全の確保等に関する措置 (事故防止) (学生等の安全確保等)	P19
③地域社会等との連携・協力等 (地域との連携、地域の活動への参画) (情報の発信)	P11	VI 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画	P20
④生涯学習の支援 (公開講座等) (インターネット講座等)		1 予算(平成22年度)	
⑤産学連携の推進 (新産業創生研究) (データベースの充実)		2 収支計画(平成22年度)	P21
⑥都市・大阪のシンクタンク	P12	3 資金計画(平成22年度)	P22
		VII 短期借入金の限度額	P23
		1 短期借入金の限度額	
		2 想定される理由	
		VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
		IX 剰余金の使途	

平成22年度 年度計画の概要（基本的な考え方）

平成22年度は、計画の第3期、すなわち検証にあたる年度であり、また次期中期計画案の検討を開始する年度でもある。

こういった計画の継続性からも重要な年度であることに鑑み、21年度末までの4年間の着手・実施期の進捗状況を踏まえ、すべての項目について実績や内容を全学的に検証・進捗評価するとともに、未達成項目については、期間内に着実に達成できるよう、なお一層の取組みの促進を図り法人としての第1期中期計画を推進する。

<主な取組み>

教育

- ・本学の特徴である少人数教育を推進するとともに、アンケートや各種調査結果などを通じて、その効果を検証する。
- ・長期履修学生制度の拡充や新たな社会人特別選抜の実施などにより、社会人等が学びやすい環境を整備する。
- ・学生が自宅からインターネットを通じて履修登録や成績確認ができるシステムの設計を行い、教育サービスの向上をめざす。
- ・生活困窮学生に対する経済的支援を充実するとともに、学生サービス窓口の一元化と業務の効率化を図るため、学生サポートセンターの整備に着手するなど学生支援の充実を図る。

研究

- ・都市研究プラザにおいて、国際的な学術雑誌を刊行するなど、文部科学省の研究助成プロジェクトである「グローバルCOEプログラム事業」を中心とした先端的都市研究を推進する。
- ・複合先端研究機構においては、都市圏における環境の再生に向けて、理系研究科の横断・融合的な研究を行い、その成果の社会への還元を図るとともに組織体制の整備を行う。
- ・特定研究奨励費や平成21年度に採択された「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」等により若手研究者への研究支援を促進する。
- ・研究者データベースシステムの更新による教員の各種情報の集約・充実や、「研究シーズ集2010」の作成などにより、本学における研究成果や産学官連携情報等を積極的に公開する。

社会貢献

- ・市民を対象とした各種無料相談を実施するとともに、公開講座については、受講者ニーズの高い企画となるように内容等を検討しつつ開催するなど、地域貢献をより積極的に推進する。
- ・都市・大阪のシンクタンクとして、都市研究プラザや複合先端研究機構における活動を中心に、地域の科学・技術の振興と自治体政策課題への参画をさらに推進する。
- ・「新産業創生研究センター」「健康・予防医療ラボラトリー」「医薬品・食品効果評価センター」等の活用により、産学官連携活動等の充実を図る。

附属病院

- ・救急病棟等の整備により、救命救急センターの指定を取得するとともに、さらなる救急医療の充実に努める。
- ・良質（QC）医療委員会の取り組みを中心に医療環境の整備を行うとともに、患者総合支援センターを試行開設する。
- ・新型インフルエンザ対策や災害医療派遣など、緊急時における医療体制の整備について、大阪市危機管理室、大阪府危機管理室等と連携して検討を進める。
- ・新中期指針に基づき、病院長を中心とした経営体制の強化を推進し、必要な設備投資を行い、中長期的に安定した経営基盤の確立に努める。

業務運営その他

- ・科学研究費補助金などの競争的資金や共同研究、受託研究などの外部資金の確保に努めるとともに、はばたけ夢基金事務局を設置し、寄附募集活動を推進する。
- ・「大阪市立大学憲章」を学内外に広く周知し、これを指針として新たな中期目標、中期計画の検討を開始する。
- ・教育研究活動を活発にするため、教員のサバティカル制度を導入する。
- ・大学生協と連携した大学公式商品の製作・販売や、広報インフォメーションコーナーの充実など、より効果的な広報活動を展開する。
- ・理学部学舎及び理系実験棟の整備について、実施設計を踏まえ工事に着手する。

平成22年度 年度計画

I 教育研究等の質の向上を達成するための措置

1 教育に関する措置

(1)教育の内容

①学生の受入れ

(入学者選抜制度)

・各学部・研究科は、アドミッションポリシーと各種入試制度との関係等について継続的に検証し、必要に応じて入試制度の改善に取り組む。

(広報活動)

・進学ガイダンスについては、費用対効果を含め、効果的な実施に努め、回数（21年度20回）、参加者数（21年度22,114人）及び面談者数（21年度1,461人）について前年度程度の実施をめざすとともに、府大、関大との連携を強化し、入試説明会等合同の事業展開を図る。

・各学部・研究科において、高校等からの依頼に即した出前講義や市大授業などの充実に努める。

・オープンキャンパスについて、参加者数（21年度12,533人）の水準を維持しつつ、アンケート調査等により、高校生のニーズや希望に即した内容となるように充実に努める。

・大学生協と連携した大学公式商品の製作・販売や、広報インフォメーションコーナーの充実など効果的な広報活動を展開する。

・大学コンソーシアム大阪の「大学フェア」に参加し高大連携の取組を進めるとともに、本学面談者数（21年度98人）について前年度程度の水準をめざす。

・留学を志望する外国人学生のために、外国語版ホームページについて充実に図り、留学生在籍者300名程度を確保する。

②教育課程の編成

(学部教育)

・各学部は、大学教育研究センターと連携し、学士課程のあり方について、継続的に検討を進め、法学部における3コース制の実施や文学部におけるコース再編などカリキュラム編成や履修モデルの作成に反映させる。

・経済学部における新たなキャリア形成ゼミの実施など、各学部において実務経験者による講義や参加型の講義を充実させる。

・各学部において、幅広い専門知識の修得を可能にするため、必要に応じて学部・大学院教育教務委員会と協議を行い、他学部・他学科等の科目履修を含むカリキュラム編成、履修モデルを策定する。

・大学教育研究センターは、初年次教育運営委員会等を通じて、全学共通科目の初年次セミナーと専門教育の導入科目との連携を図り、初年次教育の質的向上をめざす。

(外国語教育)

・ビクトリア大学への短期語学研修については参加学生数の増(21年度21名)を図り、研修の効果を検証するとともに、各学部・研究科において、専門科目の枠内で英語の授業を増やしたり、海外の語学講習会への参加を奨励する。

・1回生全員へのアンケートを引き続き実施し、英語授業の内容改善・充実に生かしていく。

・看護学研究科における「看護英語」等の新設など、各学部・研究科は、英語による授業の内容充実を図るとともに、全学共通教育英語との連携を図る。

(大学院教育)

- ・各研究科で分野横断型履修の拡大を図るとともに、国内外の単位互換について推進する。

(社会人教育)

- ・経済学部において新たに社会人特別選抜（定員5名）を実施するなど、各学部・研究科において、社会人教育の充実を図る。
- ・商・経済・法・文各学部において、必要に応じて昼間就労学生のための履修指導として特別履修措置を行う。
- ・法学、文学、工学、医学、看護学、生活科学各研究科において長期履修学生制度を実施するとともに、他の学部・研究科への制度拡大について検討する。

(高度専門職業人教育)

- ・経営学研究科は、「医療・福祉イノベーション経営」をテーマとした社会人プロジェクトを推進し、実務経験者等を交え、科学的・実践的な医療・福祉経営モデルのあり方を研究する。
- ・経済学研究科は、平成23年度より入学定員の変更にあわせてより専門性の高い経済学の修得を求める社会人コースを設けることとし、開設にむけ内容の検討、体制の整備を図る。
- ・看護学研究科後期博士課程を設置する。

③授業形態、学習指導法等

(シラバスの充実)

- ・シラバスをホームページに未掲載の学部・研究科において、掲載に向けた作業を進める。

(学部教育)

- ・大学教育研究センターは、FD指針素案を確定するとともに、本学の教育の質的向上を図る。
- ・大学教育研究センターは引き続き、学生の理解を高め、教育効果を上げるため、本学の教育の質の組織的向上と教員の指導技術の向上につながるように、FD関連企画の実施及び内容の工夫を行う。
- ・各学部・研究科は、インターネットの活用、オフィスアワーの開設などによる授業時間外の履修指導等に取り組み、改善に努める。
- ・大学教育研究センターは引き続き、各種調査および調査結果の分析等を通じて、本学の教育カリキュラム等の現状を明らかにし、教育の質の向上をめざす。
- ・ティーチングアシスタントの活用等を図り、少人数教育を重視し双方向型授業を拡充するとともに、授業評価アンケートなどを通じて検証を行う。

(大学院教育)

- ・各研究科は、授業評価アンケートの実施などにより、大学院教育の改善に取り組む。
- ・各研究科は、必要に応じて複数教員による指導体制について検証を行い改善に努める。
- ・「大学院学生海外派遣助成事業」や学友会と連携した「大学院学生旅費等補助事業」等により大学院生の学会発表等を促進するとともに、文学研究科、理学研究科の「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」や理学研究科の大学院生研究奨学奨励金制度により研究活動を支援する。

(高度専門職業人教育)

- ・経済学部における新たな実務経験者との双方向ゼミ「キャリア形成ゼミ」の開始など、該当研究科において、今後も高度専門職業人教育のための取組を進める。

④適切な成績評価等の実施

(学部教育)

- ・経済学部におけるプラクティカルエコノミスト育成目標の公表や「PE指標」の検証をはじめ、各学部において、それぞれの科目の具体的な達成目標と成績評価の方法、評価基準を明示するなど、専門科目シラバスの更なる内容の充実を図る。
- ・各学部・研究科は大学教育研究センターと連携のうえ、継続的に成績評価の適切性について検証し、その適切な成績評価を行う。
- ・各学部・研究科はGPA制度の導入（22年度から新たに経済学部で導入予定）等、厳正かつ客観的な成績評価制度を構築する。

(大学院教育)

- ・学位論文の審査手続・審査基準をホームページもしくは研究科要覧などに掲載し、学生をはじめ研究科の内外に明らかにする。

⑤ファカルティ・ディベロップメント(大学教員の能力や資質の開発。以下「FD」という。)

(全学での取組)

- ・大阪市立大学FD連絡会を開催し、組織的なFD活動の一層の充実を図るとともに、大学教育研究センターは、効果的な公開授業のあり方として提案している授業デザインワークショップを開催してFD活動の充実を図る。
- ・大学教育研究センターは、本学の学生の学びの自覚・学びの実態をふまえた上での適切な授業評価および教育カリキュラム評価のあり方を検討する。

(部局での取組)

- ・各学部・研究科はFD委員会を中心に、教員全員による、市大の学生レベルに応じたより効果的なFD活動を展開する。

(授業の改善)

- ・各学部・研究科において、公開授業の実施やワークショップの開催等を引き続き実施する。
- ・各学部・研究科は、授業評価アンケートを継続的に実施し、課題を整理し授業内容の改善を図るとともに、アンケートを実施していない研究科や学科においては、実施について検討を行う。
- ・学友会による優秀教員や優秀テキストの顕彰について、教育推進本部において積極的に関与する。
- ・大学教育研究センター及び各学部・研究科は、引き続き教育上の効果を把握し、改善方法について検討する。

⑥教育の成果・効果の検証

(追跡調査)

- ・入学者追跡調査委員会において、今後の学生データの蓄積及びその分析、卒業後3年経過した卒業生の分析を踏まえて、各学部・研究科と改善策等を協議する。

(外部評価の活用)

- ・大阪市公立大学法人評価委員会の評価、JABEEによる教育評価等を全学に周知徹底し今後の本学の教育改革等に活用する。

(2)教育の実施体制等

(大学教育研究センター)

- ・大学教育研究センターは、各学部・研究科と連携して、全学共通科目と専門科目を含む学士課程教育のあり方整理など引き続き各種の調査・研究の推進及びその成果に基づいた各学部・研究科の教育活動改善に関する情報の提供・支援を実施していく。

(ITの活用)

- ・IT化にかかる規則、導入、運用方法などについて、必要なルール及び内容等を検討し、策定に取り組む。
- ・WEBを利用した履修・成績処理など教務事務システムの新たな機能の開発に着手する。
- ・各研究科等において電子教材を作成するために必要な作成指導ツール(シナリオ作成から配信までの一連のマニュアル)を活用することを検討する。
- ・教務事項に関係するデータについて、適切な管理のもとに、引き続き新たなデータの収集と学生データベースへの入力を行う。
- ・教職員及び学生に向けた情報リテラシー講習会を引き続き開催する。

(教育の支援)

- ・学術情報総合センターは、引き続き、教育・学習に必要な資料の整備拡充に努め、西田文庫記念基金による図書購入をはじめ所蔵図書(21年度260万冊)の充実を図る。
- ・総合的な教育研究支援施設としての学術情報総合センターの利便性の向上(5階メディア室の充実等)について、継続的に検討を行う。

(教育の実施体制にかかる特記事項)

- ・特色となる教育体制および外部資金による教育改善のための事業経費(21年度300万円)を増額し、各事業に適切に予算配分を行う。

(3)学生への支援

(学生支援体制の整備)

- ・学生サポートセンター(仮称)設置とあわせて全学的な学生相談窓口の設置について、引き続き検討を行う。
- ・障害のある学生に対して、現在、個別に対応を行っている支援体制を集約し、全学的な支援サービスが実現できるよう、学生サポートセンター(仮称)設置に向けた検討にあわせて、引き続き支援窓口や支援内容など具体的な全学支援体制の確立に取り組む。
- ・各学部・研究科は学生の学習や生活全般にかかわる相談を行うとともに、全学的な学生相談体制との連携のあり方について検討する。

(学習相談・助言)

- ・本学の特徴である少人数教育を進めていくため、担任制やアドバイザー制度により、きめ細かな教育を推進する。
- ・各学部・研究科は、履修概要や履修ガイダンスの継続的な改善や履修モデルの提示などにより履修指導の充実に努める。
- ・大学教育研究センターは、各学部・研究科における学習相談を支援するため、カリキュラム・授業科目のあり方を含めた教育的支援のデザインづくりに関する研究を行う。
- ・「総合案内窓口」での学生ニーズ等を踏まえながら、学生サポートセンター(仮称)の機能として学生相談センター(仮称)の設置について検討していく。

(キャンパスライフの充実)

- ・学生のニーズに合わせ、毎年「学生生活ガイド」の掲載内容を見直し、その充実を図っていく。
- ・各種奨学金、授業料減免、アルバイト、保険加入などの在学生にとって必要な情報を適時提供できるよう、ホームページを随時更新する。
- ・大学院生に対する表彰制度のあり方について検討を行うなど、表彰制度の充実について引き続き検討していく。
- ・生活困窮学生に対し、経済的支援を充実するとともに、商学部における寄附金を活用した奨学金制度や理学研究科における研究奨学奨励金など、新たな制度に取り組む。
- ・学友会と連携し、学生のクラブ・サークル活動の奨励（21年度88件）及び顕彰制度（21年度21件）を実施する。
- ・ボランティア資料室（仮称）を開設し、ボランティア情報の一括掲示等を試行的に実施するとともに、学生サポートセンターの一機能として、学生への各種ボランティア活動情報の提供方法や支援組織について、体制案を作成する。
- ・学生の定期健康診断受診にかかる啓発を行い受診率(21年度69.5%)の向上を図るとともに、健康診断結果データの分析を行い、個別指導等により学生の健康管理の充実を図る。
- ・学生サポートセンター（仮称）の事業進捗に併せてカウンセリングルームとの連携について検討を進める。

(キャリア形成支援)

- ・大学教育研究センターはキャリアデザイン教育の充実のための研究を行い、キャリアデザイン関係の授業を提供し実践的研究を行っていく。
- ・卒業生の就職先の調査を継続し、その結果を就職支援等に活用できるよう記録を充実する。
- ・各学部・研究科の就職情報ページの充実や掲示板の活用、メール配信などにより就職情報発信の充実を図る。
- ・大学生協や学友会と共催で開催している各種の資格取得講座について、学生のニーズに合わせて講座内容を見直し、充実を図るとともに、参加者数の増（21年度 公務員対策173人、公認会計士34人、カレッジTOEIC対策672人）をめざす。
- ・「起業セミナー」を開催するほか、経営支援機能の充実に向け、大阪産業創造館等との更なる連携強化を検討する。
- ・各学部の特徴に応じたインターンシップ制度にかかる取組を実施するとともに、大阪府、大学コンソーシアム大阪からの要請に基づくインターンシップ参加学生の推薦や、外国人留学生へのインターンシップの周知などに取り組む。また、インターンシップの充実に向けて、学生サポートセンター（仮称）の業務内容を検討する。
- ・就職ガイダンスの開催時期や内容については景気動向や雇用情勢を踏まえて決定するとともに、開催日数、参加者数について、前年度並みの水準をめざす。（21年度 ガイダンス37日3,374人、合同企業セミナー57日12,603人）

2 研究に関する措置

(1) 研究の実施体制

(研究体制の整備)

- ・ 財政状況が厳しい中で、国等の競争的資金の獲得を推進するため、大学独自の研究制度についても柔軟に対応できるよう、特別研究のより効果的な配分方法等について引き続き検証していく。
- ・ 研究支援のスキルアップにつながる取組を検討していく。

(都市研究プラザ)

- ・ 都市研究プラザの活動をグローバルCOE事業を中心に推進し、研究成果の公表や具体的な提案活動を行うとともに、グローバルCOE終了後の事業方針について検討する。
- ・ AUC学会創設に向けて大阪市立大学国際学術シンポジウムを開催するなど国際的なイベントを10回程度開催する。
- ・ 都市研究プラザ国際諮問委員会(URP International Advisory Board, IAB)を開催する。
- ・ グローバルCOEによる海外研究拠点として台北サブセンターを開設する。

(大阪市の研究機関と連携)

- ・ 大阪市立の工業研究所、環境科学研究所、(財)大阪バイオサイエンス研究所や大阪市立病院群との共同研究を推進するなど、大阪市の有する研究機関等との有機的連携を促進する。

(2) 研究の活性化

① 研究の支援、研究基盤の整備

(研究の支援)

- ・ 国際交流事業の一環で、外国人研究者招へい事業や国際学術シンポジウムの助成を行っていくとともに、全学的な体制の整備について検討を進める。
- ・ 女性教員(21年度11.5%)の積極的採用について引き続き努める。
- ・ 「女性医師・看護師支援センター」の運営及び各種取組の継続を図り、引き続き女性医師・研究者の支援を進める。
- ・ 女性研究者への支援について、平成21年度にワーキンググループで検討した具体的課題について、必要性の高いものから実施に向けた検討を進める。
- ・ アジア・日本フェロシップ事業を継続し、若手研究者の人材育成を目的とした研究支援の実施に取り組む。
- ・ 特定研究奨励費により若手研究者への研究支援を行うとともに、文学研究科、理学研究科の「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」をはじめ、各研究科において、ポスドクの活用や研究科長の裁量による研究助成などにより、若手研究者への研究支援を促進する。

(研究基盤の整備)

- ・ 学内機関リポジトリにおいて学内の研究成果を公開するとともに、全学認証システム及び全学ポータルシステムの運用を開始し、安定運用できるよう調整を行う。
- ・ 都市文化研究センターにおいて、既存の「大阪都市文庫」などのデータベースを更に整備できるように努力する。
- ・ 共同利用研究施設の一元管理体制等について、理系学舎整備にあわせて実施できるように引き続き検討グループにより検討を行う。
- ・ 研究施設設備の共同利用や外部からの分析・機械製作等の依頼の受入れのための学外決裁システムについて、理系学舎整備にあわせて整備できるように、引き続き検討を行う。

②研究の水準・成果の検証

(多面的な検証)

- ・経費削減が続く中で、戦略的研究経費の運用を推し進め、特別研究（21年度応募件数142件）による研究のさらなる活性化を図るとともに、効果的な運用方法、評価手法の改善に取り組む。
- ・各学部・研究科は外部査読制度の活用等により研究紀要等の信頼性や水準の維持に努める。

(外部委員による評価)

- ・文学研究科、理学研究科における継続的・計画的な外部評価の実施など、各研究科において、外部評価やピアレビュー等についての方針を明確化する。

③研究成果の公表

(情報の発信)

- ・研究者データベースを活用し、研究者要覧の情報更新を行うとともに、研究者データベースの更新について検討する。
- ・「研究シーズ集2010」を作成しホームページに掲載する。
- ・各研究科等において国際シンポジウムや公開講座などを実施する。
- ・公開授業や文化交流センターにおける公開講座について、受講者ニーズの高い企画となるように内容や実施場所、実施形態等を検討つつ実施する。市民医学講座については年10回程度、三大学連携公開講座について年2回程度実施する。
- ・学内機関リポジトリにおいて各種データベースを順次公開するとともに、名田家文庫、笠井家文書等の画像データベースを完成させる。

(国際的な情報発信)

- ・英語版大学案内の内容の充実を図るとともに、平成21年度に制作した大学案内DVD（英語版）をホームページに掲載するなど、研究成果の外国語による情報発信を充実する。
- ・平成22年度から国際ジャーナル「City, Culture & Society (CCS)」(エルゼビア社)を年4回発行する。

④研究体制にかかる特記事項

(理学部附属植物園)

- ・絶滅危惧植物、里山植物の植物園での保護育成、増殖に努めるとともに、一般市民への啓発教育に活用していく。
- ・植物目録を引き続き適時に改訂していくとともに、ニュース性のある事項を積極的に広報する。

(すぐれた教育研究拠点の形成)

- ・グローバルCOE採択プロジェクト等に対する支援を行う。
- ・大阪府立大学や池田銀行との産学連携基本協定に基づき、今後もイベント等を検討・開催する。
- ・複合先端研究機構において、「次世代エネルギーの開拓と産業応用」「都市圏の環境保全と地盤防災のための地下水資源の健全な活用法の構築」など都市圏における環境の再生に向けて、理系研究科横断・融合的な研究を行い、その成果の社会への還元を図るとともに、組織体制の整備を行う。

3 社会貢献に関する措置

3-1 地域貢献

(1) 地域貢献の推進体制

・地域貢献推進本部は、近鉄文化サロン共催講座を受講者のニーズに沿った内容で開催するとともに、教員免許状更新講習について、21年度と同程度の講座数（13講座）を実施するなど、教職員が一体となって事業実施に取り組む。

・看護学研究科は、一般市民や看護職を対象とした講演会を開催するなど、保健医療に関わる知識や研究成果の情報を積極的に公開する。

(2) 地域貢献の活性化

① 人材の育成

・生活科学研究科は、引き続きQOLプロモーター育成等による地域活性化事業を推進する。

② 高校等との連携

・大学コンソーシアム大阪主催の中学生サマーセミナーや大学フェアに参加するとともに、高校生等を対象とした公開講座や出張講義を実施するなど、高大連携事業を推進する。

・大阪府立大学、読売新聞社と共催で「高校化学グランドコンテスト」を全国的規模で開催し、参加校数35校以上、発表件数45件以上をめざす。

・大阪市教育委員会と共催し、市立高校等の教職員を対象とした夏期研修講座及び高校生のための大阪市立大学先端科学研修を実施する。

③ 地域社会等との連携・協力等

(地域との連携、地域の活動への参画)

・法学研究科において、市民を対象とした無料法律相談や中小企業支援法律センターの相談を引き続き推進する。

・特別研究のうち「都市問題研究」については応募件数（21年度22件）の増加をみており、さらなる研究の活性化を図ることで、地域の科学・技術の振興と自治体政策課題への一層の参画を進める。

・都市研究プラザは、引き続き共同研究や現場プラザでの活動を中心に、自治体政策課題に参画する。

・都市研究プラザは、NPOと共同事業を実施し、地域NPOとの連携を強化する。

・創造都市研究科は、財団法人大阪市北区商業活性化協会と包括提携を推進し、対象としている商業地域の活性化の課題に取り組む。

・市教委や府教委との協定に基づき、引き続き文学部専門科目や教職科目の履修を通じて学生の学校支援ボランティア活動を推進する。

・生活科学研究科は、児童・家族相談所の開設による子育て相談など、引き続き地域住民を対象とした相談事業を推進する。

・大阪府立大学、関西大学、大阪市立図書館との交流の充実を図るとともに、利用実態の検証に取り組む。

・教員が大阪市はじめ他の地方公共団体や関係機関のIT関連の各種審議会等に参画することで、情報化の推進に貢献する。

・都市健康・スポーツ研究センターは体育会会長として各イベントに参加協力するとともに、「企画運営委員会」等において、健康増進事業等の支援策等について検討を行うとともに実施する。

・都市健康・スポーツ研究センターは健康・スポーツアカデミー（仮称）を具体化する。

- ・自治体等への各種審議会(21年度 300件、150人程度)等への参画を促進する。

(情報の発信)

- ・各研究科は、ホームページや広報誌等を活用し、最新の研究成果等を積極的に情報発信するとともに、研究者データベースへの教員の活動情報の蓄積を推進する。

④生涯学習の支援

(公開講座等)

- ・文化交流センターは、講座内容等について21年度の審議結果を踏まえ、同時期に類似するテーマで開催する市民講座(10月)とセンター企画講座11月のあり方を整理し、講座編成やテーマ選択に反映し実施するとともに、結果の検証を継続する。
- ・近鉄文化サロン共催講座についてはこれまでの実績を考慮のうえ、受講者ニーズの高い講座・分野を中心に実施する。
- ・理学研究科は最新の研究に関するホームページへの掲載内容や相談窓口について、より科学を市民に理解されるように常に見直しを含む検討を行う。
- ・大阪市立総合生涯学習センター(大阪市教育委員会所管)と連携して、昨年度と同程度の回数(3回)、規模の講演会を継続して実施できるよう努める。
- ・専門家講座を含め、参加者同志が交流をもつことで、市民が興味を持ち、生涯学習のきっかけとなりうる多様な講座の企画、実施方法等を引き続き検証、検討していく。
- ・科目等履修生の受入れや3年次編入学の推進など、社会人学生(21年度学部生25人、大学院生39人)を積極的に受け入れる。
- ・各学部・研究科は、長期履修学生制度導入の拡充を行うなど、きめの細かい履修指導・研究指導により社会人学生の学びやすい環境の整備に努める。
- ・都市健康・スポーツ研究センターは、引き続き市民講座やセミナー等(21年度6回)を前年度程度開催する。
- ・市民医学講座や文化交流センター講座の映像などの記録をインターネット等を通じて市民に提供する。

(インターネット講座等)

- ・インターネット講座の連続講座を3講座実施するとともに、文化交流センターで実施している公開講座の一部を編集し、短編講座として2講座程度公開する。

⑤産学連携の推進

(新産業創生研究)

- ・新産業創生研究センターの体制の充実を図るとともに、ホームドクター制度を実施し、大阪府中小企業家同友会等との連携を進める。
- ・第2回「知的財産連続講座(全8回)」を開催し、本学教職員及び学生に対して、知的財産に係る啓発活動を継続して実施する。
- ・産学連携セミナー等を6回以上開催するとともに、イベントの大阪府立大学との合同開催を企画・検討し、集客増と共同研究等の活性化を図る。
- ・医学研究科は、「健康・予防医療ラボラトリー」を大阪市立環境科学研究所との連携拠点として活用するとともに、引き続き全室(11室)利用をめざし、利用条件の見直し等を行う。
- ・医薬品・食品効能評価センターにおいて、治験実施率(21年度見込み82%)、新規契約件数(21年度見込み40件)、治験や食品効能試験等の契約額の増をめざすとともに、人材育成並びにCRCの確保、治験の普及啓発によりいっそうの強化を図る。また、治験を除く臨床試験・臨床研究の支援ができる体制整備について検討する。

・共同利用研究施設の管理体制の一元化検討にあわせて、測定・解析、装置制作等に関わる外部からの依頼の受入れ充実について検討する。

・新産業創生研究センターは、工学研究科産学官連携推進委員会と連携し、オープンラボラトリーを年4回以上実施するとともに、受託研究、共同研究等（21年度合計約180件）の充実を図る。

・インキュベータ入居企業を中心に、金融機関とも連携して大学発ベンチャーの経営支援を継続的に実施していく。

・特許を中心とした知的財産権の取扱いにつき、専門分野の教員による支援体制の活性化を図る。

・大阪市や大阪商工会議所などと連携し、文部科学省「産学官連携拠点整備事業」に採択されている関西バイオメディカルクラスター拠点、大阪グリーンエネルギーインダストリー拠点の体制整備に努める。

・大阪商工会議所企業経営支援委員との交流協定に基づき、国際シンポジウムでの共催または協賛を通じた交流を推進するなど、経済団体や官公庁との従来の連携関係を維持促進する。

（データベースの充実）

・研究者データベースの産学官連携関係情報のコンテンツ（研究シーズ）の充実を図る。

⑥都市・大阪のシンクタンク

・都市研究プラザは、地域社会に溶け込んだ活動を通じて都市に関する学術的研究と大阪市等と連携して政策的研究を推進する。

・都市圏における環境の再生と地域産業の在り方について、複合先端研究機構は調査・研究を行い、北ヤード開発への積極的参画など大阪市などへ提言を行う。

・大阪市が抱える都市の諸課題について、本学がシンクタンクとしての役割を果たすため、本学教員が参画し議会等とともに研鑽する取組を進める。

3-2 国際貢献

(1) 国際交流の活性化

（研究交流）

・都市研究プラザは、本学の独自研究成果の公表として、エルゼビア社から「City, Culture & Society(CCS)」を年4回発行する。

・外国の提携大学等との間で学術交流を実施し（21年度 研究者受入8人・派遣9人、学生受入10人、派遣6人）、各研究者の共同研究を進めていく。

・各学部・研究科において学生交流や研究者交流など国際交流を推進する。

・都市文化研究センターは、積極的に外国人研究者を受け入れ、若手研究員のための研究プロジェクトを推進する。

・都市文化研究センターは、バンコク等でアカデミックフォーラム、上海師範大学との共同セミナー、釜山国立大学校、ソウル市立大学と共同シンポジウムや欧米、アジア諸国の研究機関との共同シンポジウムなどを開催するとともに、若手研究者派遣事業を推進する。

・都市研究プラザを中心に、AUC学会創設に向けて大阪市立大学国際学術シンポジウムを開催する。

・経済学研究科は引き続き、全南国立大学との共同研究を実施する。

・工学研究科は、JICA研修を継続して行う。

・平成23年度に本学での開催が予定されている第8回日独法学シンポジウムに向けての準備を継続する。

・医学研究科はトーマス・ジェファソン大学への学生派遣による臨床研修など国際学術交流協定を締結している慶熙大学、全南大学、リヨン大学、ロンドン大学、トーマスジェファソン大学との相互交流に努める。

(学生交流)

- ・引き続きホームページの国際交流ページに学生が知りたい情報を掲載する。
- ・留学生ボランティアへの支援を充実させ、学友会と連携し、留学生相互や他の学生との交流事業の参加者数（21年度 計343人）の増をめざすとともに内容の充実を図る。
- ・文学研究科、理学研究科の「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」に取り組むとともに、学部・研究科独自の留学制度について実施に向けた検討および実施している制度についての検証を行う。

(情報発信)

- ・英語版ホームページの随時点検・見直しを行うとともに、平成21年度に制作した大学案内DVD（英語版）を活用し、情報発信に努める。

(2)国際交流の実施体制

- ・業務改編後の国際交流の体制整備について、平成21年度にワーキンググループがまとめた方向性をもとに、学生サポートセンターの検討状況を踏まえつつ、教育推進本部と研究推進本部が法人運営本部と連携して検討を進める。

4 附属病院に関する措置

(1)附属病院の診療・運営

- ・病院長がよりの確かつ迅速な決定を下せるよう、引き続き権限強化と副院長等の支援体制の充実に努める。
- ・救命救急センターの設置により、さらなる救急医療の充実に努め、救急病棟改修前の入院患者受入数の10%増を目指す。
- ・良質（QC）医療委員会の取り組みを中心に医療環境の整備を行うとともに、患者総合支援センターを試行開設し、検証を行ったうえ、平成23年度の設置・運用をめざす。
- ・がん診療拠点病院として、がん診療の連携協力体制の整備を図るとともに、肺がん、胃がん、肝がん等、各種がんの地域連携パスの作成に着手する。
- ・昨年に引き続き、肝疾患診療連携ネットワークの拡充と「メディカルガイドおおさか肝疾患診療連携ネットワークVol.2」を発行するとともに、市民への啓発を目的として市民公開講座を実施する。
- ・認知症施策等の市民への啓発を目的として、大阪市立弘済院と連携してジョイントセミナーを開催するとともに、認知症の早期診断の普及に貢献するため、「認知症診断連携パスの作成と医療福祉連携ネットワークの構築」に関する事業計画を作成する。
- ・平成23年度の病院機能評価の受審にむけて準備を進める。
- ・医療技術各部門における検討会等において、業務のあり方・改善を検討していく。
- ・新型インフルエンザ対策や災害医療派遣など、緊急時における医療体制の整備につき、大阪市危機管理室、大阪府危機管理室等と連携して検討を進める。
- ・新中期指針に基づき、病院長を中心とした経営体制の強化を推進し、必要な設備投資を行い、中長期的に安定した経営基盤の確立に努めるとともに、教職員に対してセミナー等を実施し、医療資源の有効利用、コスト削減意識の醸成を図る。
- ・高額医療機器整備計画及び各所属への調査・ヒヤリングを基にして、次年度の医療機器整備計画を策定する。また、必要に応じて高額医療機器整備計画の見直しを行う。

(2)臨床教育、臨床研究

(臨床教育)

- ・医療スタッフに対し、対象者すべてが受講できるよう配慮しつつ、接遇や人権、専門技術等の必要な研修を実施していく。
- ・スキルスシュミレーションセンター（SSC）の各種講習会を年100回程度開催し、参加者数の増加を目指すとともに、有効活用を図り、外部受講者からの利用料徴収などの収入源確保に努める。
- ・大阪市大における医療連携「Face-To-Faceの会」（年3回開催）を通して、地域医療機関との連携を深めていく。

(臨床研究)

- ・リエゾン活動の周密化を強化し、共同研究等の獲得とともに、知的財産の創出をはじめとする研究の成果を視野に入れて連携活動に取り組み、契約件数、金額（21年度見込み 29件、8800万円）の増を目指す。
- ・医学研究科は工学研究科とともに、総務省「戦略的情報通信研究開発推進制度」に採択されたワイヤレス生体センサーを用いたユビキタス健康監視に関する研究開発を共同で行い、心疾患患者を対象とした臨床試験を実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する措置

1 運営体制の改善

(1) 柔軟な組織編成

(組織編成の基本方針)

- ・平成23年度中に「学生サポートセンター」(仮称)を開設するため、旧図書館棟および書庫棟など所要施設の整備を進めるとともに、関連する種々の業務改編の検討を行う。

(全学共通教育)

- ・教務担当部長を座長とするワーキング・グループによる全学共通教育の見直しに向けた報告に基づき、具体的な実施内容について検討する。

(大学院教育)

- ・経営学研究科、経済学研究科、生活科学研究科、創造都市研究科において収容定員変更の届出を行う。

2 多様な人事制度

(多様な人事制度)

- ・法人職員研修を充実するとともに、大学職員対象の各種研修会・セミナーに職員を積極的に派遣する。

- ・各学部・研究科は非常勤講師及び特任教員の活用を図る。

(長期研修制度等)

- ・教員のサバティカル制度を導入する。

3 戦略的な予算配分

(全学共通経費)

- ・教育推進本部・研究推進本部は、重点となる教育・研究分野に適切に全学共通経費を配分する。

4 業務執行の改善

(1) サービス機能の強化

- ・学生サポートセンター(仮称)開設後の教務学生関係業務における教職員の業務内容、分担を整理する。

(2) 柔軟な業務執行

- ・教育・研究・地域貢献にかかる業務運営において、将来にわたって効率的かつ柔軟な業務執行体制を確立し、引き続き業務の標準化・集約化・情報化の検討を進める。

Ⅲ 財務内容の改善に関する措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する措置

(学生納付金等)

- ・学生納付金について、引き続き公立大学の役割を踏まえ、適正な金額の設定に努めるとともに、安定的な確保を図る。

(科学研究費補助金等)

- ・科学研究費補助金の専任教員申請率65%（21年度60%）をめざす。

(共同研究、受託研究、寄附金等)

- ・本学主催の産学連携セミナー等を最低6回開催し、大学の研究成果に対する産業界のニーズに係る情報収集と学内外への情報発信を積極的に行う。
- ・共同研究、受託研究、教育研究奨励寄付金など外部資金（21年度見込み1,190百万円）の確保に努める。
- ・はばたけ夢基金事務局を設置し、寄附目標額（30億円）をめざし、寄附募集実施委員会を中心に募金活動を推進する。

(知的財産)

- ・教職員に対し継続的に利益相反に関する研修会等を開催するなど利益相反マネジメントの重要性について啓発を行うほか、知的財産管理に関する規程等の整備を進める。

2 経費の抑制に関する措置

(管理的経費の抑制)

- ・より一層のコスト分析を行い、経費の性質や、所属ごとの事業内容に応じた予算編成方針を作成する。
- ・経費区分ごとの削減目標（22年度予算で管理的な経常経費6%以上、光熱水費2%以上）に基づき、経費の削減に努める。
- ・効率的かつ安定的な業務運営を確立しながら諸経費の節減が実現できるよう、23年度中を目標として、具体的な実施計画に基づき、業務の統廃合・業務のアウトソーシング化・業務委託の拡大・IT化の推進等の業務見直しを検討・実施する。
- ・エネルギー使用量の1%以上の減を目標とし、引き続き省エネルギー運動を推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する措置

(資産の効率的・効果的運用)

- ・耐震診断調査等の結果や結果に対する対策の実施状況等を踏まえ、全学的な視点で施設の有効活用を推進する。

IV 自己点検・評価及び当該情報の公開等に関する事項

1 評価制度の確立

(1) 教員の業績評価制度の確立

- ・ 教員活動点検・評価試行の結果について検証し、本格実施にむけての準備を進める。

(2) 自己点検・自己評価

(評価組織)

- ・ 引き続き全学評価委員会において自己点検・評価活動に取り組む。

(評価項目)

- ・ 教員活動の点検・評価項目について、試行結果を検証し、本格実施へ向け評価項目、評価方法等を策定する。

(実施方法)

- ・ 毎年度自己点検・評価を実施していくとともに、評価点検に当たっては次期中期計画も視野に入れ、また具体的な達成水準に準拠して行うよう徹底を図る。
- ・ 前年度法人評価委員会・認証評価の評価結果を踏まえて、自己点検・評価を実施する。

2 評価結果の公表及び大学活動の改善

- ・ 中期計画に掲げる各項目について、21年度までの達成状況を踏まえ取組実績、実施内容の検証・評価を行う。

- ・ 業務実績報告書をホームページに公表する。

- ・ 教員活動の点検・評価の試行結果を踏まえ、教育研究の向上に資する具体的な制度の検討を行う。

- ・ 部局評価について、毎年行っている業務実績報告書における自己点検・評価を活用し全学的な評価基準を設けるなど、部局の改善活動を支援する仕組みを検討し、点検・評価制度の活性化を図る。

V その他業務運営に関する重要事項

1 人権の尊重、法令遵守等に関する措置

(人権の尊重)

- ・人権問題講演会などの開催や啓発誌の発行など、人権尊重の視点に立った取組を引き続き行い、充実を図る。

(コンプライアンスの確立)

- ・内部監査を通じて、大学としてのコンプライアンスの確立を図る。

(個人情報保護)

- ・個人情報取扱指針等の法人内への周知徹底を図るとともに、個人情報の取扱い管理に関する規程を制定し、個人情報の適正な取扱いに努める。また、随時大阪市情報公開室と連携し、必要な指導措置を講じる。

2 情報公開等の推進に関する措置

(大学の活動情報の公開)

- ・平成22年度年度計画、平成21年度業務実績報告書、財務諸表等を公表する。
- ・業務実績報告書、財務の概要、事業報告書、大阪市立大学データ集を作成し、ホームページで引き続き公表する。
- ・研究者データベースへの情報の蓄積を行うとともに、研究者データベースシステムの更新について検討する。

(長期計画の策定と公開)

- ・「大阪市立大学憲章」を学内外に広く周知し、これを指針として新たな中期目標、中期計画の検討を開始する。

(広報体制の整備)

- ・各部局と全学広報の連携を図りつつ効果的な広報を展開していくとともに、専任の広報担当課長を配置し、より効果的な広報活動を展開する。

3 施設設備の管理・整備・活用等に関する措置

(施設等の整備)

- ・耐震診断調査結果を踏まえ、結果に対する改修に向けた整備計画策定の検討を進める。
- ・理学部学舎及び理系実験棟の整備について、実施設計を完了し、工事に着手する。

(情報基盤の整備・活用)

- ・全学認証システム及び全学ポータルシステムが安定運用できるよう調整を行うなど、大学が行う各種情報システムの構築や改修に際し、助言、指導を行う。
- ・OCUNETの具体的な運用方法の検討を行う。

(施設等の有効活用及び維持管理)

- ・平成22年4月施行の「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正に伴い、新たにエネルギー管理統括者等を選任し、事業者単位での管理体制を強化するとともに、省資源・省エネルギーに関する具体的な対策を実施する。

4 安全の確保等に関する措置

(事故防止)

- ・防災訓練を実施し訓練内容の検証を行うとともに、消防法改正に応じた防災管理体制の整備を進める。
- ・化学物質管理システム(CROCUS)の運用を開始するとともに、作業環境測定や特殊健康診断、職場巡視等の適切な実施を図る。

- ・「JR杉本町駅東口設置推進の会」と連携してJR西日本や大阪市と協議を進め、平成23年度内のJR杉本町駅東口の設置の実現に努める。

(学生等の安全確保等)

- ・「学生教育研究災害傷害保険」等の加入促進を図る。

Ⅵ 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画

1. 予算(平成22年度)

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	13,252
施設整備費補助金	27
補助金収入	272
自己収入	29,897
(内) 授業料・入学料・検定料	5,108
附属病院収入	23,788
その他	1,001
受託研究等収入	1,285
寄附金収入	737
長期借入金収入	600
基金取崩	0
目的積立金取崩	429
計	46,499
支出	
教育研究経費	4,948
診療経費	13,130
人件費	24,795
一般管理費	1,289
施設・設備整備費	627
受託研究等経費	1,129
長期借入金償還金	581
計	46,499

【人件費の見積もり】

期間中総額、24,795百万円を支出する。(※退職手当を含む)

2. 収支計画(平成22年度)

(単位:百万円)

区分	金額	
費用の部		
經常費用	45,746	
業務費	42,626	
教育研究経費		4,497
診療経費		12,563
受託研究等経費		771
役員人件費		91
教員人件費		12,874
職員人件費		11,830
一般管理費	1,100	
財務費用	68	
減価償却費	1,952	
収入の部		
經常収益	46,111	
運営費交付金収益	13,252	
補助金等収益	273	
授業料収益	4,034	
入学金収益	721	
検定料収益	159	
附属病院収益	23,788	
受託研究等収益	1,265	
寄附金収益	685	
施設費収益	27	
雑益	1,001	
資産見返運営費交付金等戻入	410	
資産見返寄附金等戻入	154	
資産見返物品受贈額戻入	332	
資産見返補助金等戻入	10	
純利益	365	
目的積立金取崩益	17	
総利益	382	

3. 資金計画(平成22年度)

(単位:百万円)

区分	金額	
資金支出	50,750	
業務活動による支出	44,251	
投資活動による支出	1,638	
財務活動による支出	610	
翌年度への繰越金	4,251	
資金収入	50,750	
業務活動による収入	45,443	
運営費交付金による収入		13,252
補助金等による収入		272
授業料及び入学金検定料による収入		5,108
附属病院収入による収入		23,788
受託研究等収入		1,285
寄附金収入		737
その他の収入		1,001
投資活動による収入	27	
財務活動による収入	600	
前年度よりの繰越金	4,680	

(注)

基金については、期間を超えて繰り越す予定であるため、翌年度への繰越金としている。

Ⅶ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 50億円
- 2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。